

邑楽町告示第152号

平成18年第4回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年12月6日

邑楽町長 久保田 文 芳

1. 期 日 平成18年12月11日

2. 場 所 邑楽町役場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（20名）

1 番	後 藤 勝 子 議員	2 番	松 島 茂 喜 議員
3 番	加 藤 和 久 議員	5 番	小 倉 孝 夫 議員
6 番	金 子 正 一 議員	7 番	小 島 幸 典 議員
8 番	立 沢 稔 夫 議員	9 番	小 倉 修 議員
10 番	横 山 英 雄 議員	11 番	本 間 恵 治 議員
12 番	細 谷 博 之 議員	13 番	相 場 一 夫 議員
14 番	中 川 健 治 議員	15 番	桜 井 征 男 議員
16 番	青 木 久 議員	17 番	千金楽 幸 作 議員
18 番	松 原 市 祐 議員	19 番	新 島 正 議員
20 番	石 井 悦 雄 議員	21 番	大 野 栄 議員

○不応招議員（なし）

平成18年第4回邑楽町議会定例会議事日程第1号

平成18年12月11日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙
- 第 4 議発第 3号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について
- 第 5 議発第 4号 飲酒運転撲滅に関する決議
- 第 6 議案第73号 邑楽館林医療事務組合規約の変更に関する協議について
- 第 7 議案第74号 館林地区消防組合規約の変更に関する協議について
- 第 8 議案第75号 館林邑楽農業共済事務組合規約の変更に関する協議について
- 第 9 議案第76号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 第10 議案第77号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第78号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第79号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第80号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第81号 工事請負契約締結事項の変更について
- 第15 議案第82号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算
- 第16 議案第83号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算
- 第17 議案第84号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算
- 第18 議案第85号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算
- 第19 議案第86号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算
- 第20 議案第87号 平成18年度邑楽町水道事業会計補正予算

○出席議員（１９名）

1 番	後 藤 勝 子	議員	2 番	松 島 茂 喜	議員
3 番	加 藤 和 久	議員	5 番	小 倉 孝 夫	議員
6 番	金 子 正 一	議員	7 番	小 島 幸 典	議員
9 番	小 倉 修	議員	10 番	横 山 英 雄	議員
11 番	本 間 恵 治	議員	12 番	細 谷 博 之	議員
13 番	相 場 一 夫	議員	14 番	中 川 健 治	議員
15 番	桜 井 征 男	議員	16 番	青 木 久	議員
17 番	千金楽 幸 作	議員	18 番	松 原 市 祐	議員
19 番	新 島 正	議員	20 番	石 井 悦 雄	議員
21 番	大 野 栄	議員			

○欠席議員（１名）

8 番 立 沢 稔 夫 議員

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

久 保 田 文 芳	町 長
石 井 征 彦	助 役
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
宮 沢 孝 男	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 険 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
金 子 重 雄	会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長

遠	藤	幸	夫	学 校 教 育 課 長
堀	井		隆	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事 務 局 長
飯	塚	勝	一	書 記

◎開会及び開議の宣告

○中川健治議長 ただいまから平成18年第4回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時03分 開議〕

◎諸般の報告

○中川健治議長 日程に入る前に諸般の報告をいたします。

今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○中川健治議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第117条の規定により、議長において後藤勝子議員、松島茂喜議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○中川健治議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から15日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙

○中川健治議長 日程第3、太田市外三町広域清掃組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

太田市外三町広域清掃組合議会議員に、細谷博之議員、中川健治を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました細谷博之議員、中川健治を太田市外三町広域清掃組合議会議員の当選者と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました細谷博之議員、中川健治が太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選されました。

ただいま太田市外三町広域清掃組合議会議員に当選された細谷博之議員、中川健治が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

当選人を代表しまして、細谷議員からごあいさつをお願いいたします。

○12番 細谷博之議員 ただいま皆さんの協力によりまして、太田市外三町広域清掃組合議会議員の任を承りました細谷でございます。誠心誠意この議員として、この役職に務めていきたいと思えます。よろしくお願いします。

◎日程第4 議発第3号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について

○中川健治議長 日程第4、議発第3号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について議題とします。

提出者から提出理由の説明を求めます。

本間議員。

○11番 本間恵治議員 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について説明申し上げます。

揮発油税、自動車重量税などから成る道路特定財源は、道路整備等のため利用者から徴収する目的税であるが、財務省を中心に、国においては道路特定財源の一般財源化についての見直しを進めています。もともと自主財源の少ない町村の財政事情は、ますます厳しさを増すことが予想される中、地方はまだまだ道路整備を推進しなければならない状況にあります。

このような状況を踏まえ、本意見書を採択し、関係行政庁に提出をしようとするものであります。

本件につきましては、県町村議会議長会理事会においても可決され、要望書が関係機関に提出されています。

なお、この件につきましては、さきに開催された議会運営委員会において全員の賛同を得、提出をさせていただくものであります。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第3号 道路特定財源の一般財源化反対に関する意見書提出について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議発第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議発第4号 飲酒運転撲滅に関する決議

○中川健治議長 日程第5、議発第4号 飲酒運転撲滅に関する決議を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

本間議員。

○11番 本間恵治議員 飲酒運転撲滅に関する決議について説明申し上げます。

飲酒運転による交通事故が続発し、大きな社会問題となっていることは、議員各位既にご承知のことと思います。このような状況から、本町議会において本決議を行うことにより、関係機関団体と連携を強化し、町民と一体となった飲酒運転の撲滅に取り組むものであります。

なお、本決議につきましても、さきの議会運営委員会において全員の賛同を得、提出させていただくものであります。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議発第4号 飲酒運転撲滅に関する決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議発第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第73号 呂楽館林医療事務組合規約の変更に関する協議について

○中川健治議長 日程第6、議案第73号 呂楽館林医療事務組合規約の変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第73号 呂楽館林医療事務組合規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、組合規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第73号 呂楽館林医療事務組合規約の変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第74号 館林地区消防組合理約の変更に関する協議について

○中川健治議長 日程第7、議案第74号 館林地区消防組合理約の変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第74号 館林地区消防組合理約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、組合理約の一部を変更する必要性が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第74号 館林地区消防組合理約の変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第75号 館林邑楽農業共済事務組合理約の変更に関する協議について

○中川健治議長 日程第8、議案第75号 館林邑楽農業共済事務組合理約の変更に関する協議について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第75号 館林邑楽農業共済事務組合規約の変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日から施行されることに伴い、組合規約の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第75号 館林邑楽農業共済事務組合規約の変更に関する協議について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第76号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について

○中川健治議長 日程第9、議案第76号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第76号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法第284条第3項及び高齢者の医療の確保に関する法律第48条並びに附則第36条の規定により、群馬県内すべての市町村と後期高齢者医療に関する事務を共同処理するため、関係市町村が協議の上規約を定め、群馬県後期高齢者医療広域連合を設立することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、保険年金課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 議案第76号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立に関する規約の概要をご説明申し上げます。

規約に規定された内容につきましては、群馬県内全市町村が同一内容で議会に提案されるものであります。条文は、地方自治法第291条の4の規定により、広域連合に関する規約の中に定めなければならない事項等を規定するもので、第1条から第18条まで構成されております。

第1条は、広域連合の名称を定めるものでございます。広域連合は、群馬県後期高齢者医療広域連合と称するものでございます。

第2条は、広域連合を組織する地方公共団体を定めるものでございます。広域連合は、群馬県内の全市町村をもって組織するものでございます。

第3条は、広域連合の区域を定めるものでございます。

第4条は、広域連合の処理する事務を定めるものでございます。第1号は、被保険者の資格の管理に関する事務、第2号は医療給付に関する事務、第3号は保険料の賦課に関する事務、第4号は保健事業に関する事務、第5号はその他後期高齢者医療制度の施行に関する事務でございます。

第5条は、広域連合の作成する広域計画の項目について定めるものでございます。

第6条は、広域連合の事務所を定めるものでございます。事務所は、前橋市内に置くものでございます。

第7条は、広域連合の議会の組織を定めるものでございます。議会の議員の定数は19人とするものでございます。

第8条は、広域連合議員の選挙の方法を定めるものでございます。第1項から第4項までのうち第3項は、市町村の議会における広域連合議員の選挙については、当該町村の議会の議員の定数の12分の1以上の推薦のあった者または当該町村の議会の議長の推薦のあった者を候補者とし、地方自治法第118条第1項第5項及び第6項の例により行うものとするものでございます。

第9条は、広域連合議員の任期を定めるものでございます。議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員としての任期によるものでございます。

第10条は、広域連合の議会の議長及び副議長について定めるものでございます。

第11条は、広域連合の執行機関の組織について定めるものでございます。

第12条は、広域連合の執行機関の選任の方法を定めるものでございます。広域連合長は、関係市町村の長のうちから関係市町村の長が投票により、これを投票するものでございます。

第13条は、広域連合執行機関の任期について定めるものでございます。

第14条は、補助職員について定めるものでございます。

第15条は、選挙管理委員会について定めるものでございます。

第16条は、監査委員について定めるものでございます。

第17条は、広域連合の経費の支弁の方法について定めるものでございます。

第18条は、補則について定めるものでございます。

附則として、規約の施行日に関する規定でございます。規約は、群馬県知事の許可の日から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

青木議員。

○16番 青木 久議員 今説明いただきましたけれども、別表3に共通経費ってあります。均等割で5%、高齢者人口割45、人口割50%とありますけれども、これは市町村の割合ということだと思います。そうすると、個人の負担、また個人割について各町村の個人、75歳以上の高齢者の皆さんにどのくらいの負担がかかるかわからないので、その点についてお伺いいたします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

個人負担につきましては、今現在国から示されているのは、保険料という形で徴収になるだろうという形になっております。その詳細についてはまだ明確に来ておりませんので、また来ましたら後日ご説明をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 青木議員。

○16番 青木 久議員 今お答えいただきましたけれども、詳細についてはということですが、その金額については余り高額にならないとか、なるとか、そういう大まかなことで結構ですから、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

群馬県内均一した形の、多分保険料という形になるかと思いますが、今現在邑楽町が保険税という形で納めてもらっているのですけれども、その部分というのがどういう形になるのか、ちょっとまだ明確になっておりませんので、またそのときにまた来ましたら、ご説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第76号 群馬県後期高齢者医療広域連合の設立について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第77号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給
条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第10、議案第77号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第77号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

給与構造改革により、職員の期末勤勉手当が改正されたことに伴い、邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第77号 邑楽町長、助役、収入役、教育長等の諸給与支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 1 議案第 7 8 号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第11、議案第78号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第78号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

給与構造改革により、職員の期末勤勉手当が改正されたことに伴い、邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第78号 邑楽町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 7 9 号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第12、議案第79号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第79号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

会社法の施行、有限会社法の廃止等に伴い、事業者の定義に係る規定において、会社法に規定する合同会社を新たに加え、有限会社を削るなど、所要の改正を行いたく、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第79号 邑楽町企業誘致条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第80号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○中川健治議長 日程第13、議案第80号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第80号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、申請手続及び収納手続の簡素化を図るため、給水再開時の手数料及び督促時の手数料を廃止いたしたく、条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第80号 邑楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第81号 工事請負契約締結事項の変更について

○中川健治議長 日程第14、議案第81号 工事請負契約締結事項の変更について議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第81号 工事請負契約締結事項の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

去る平成18年6月14日に議決いただきました公共下水道鶉・新中野幹線2工区管渠築造工事の請負契約の締結事項につきまして、事業の精算により、当初契約金額1億1,182万5,000円を1億1,120万5,500円に変更する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、水道課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 石井水道課長。

○石井貞男水道課長 補足説明を申し上げます。

公共下水道鶉・新中野幹線2工区管渠築造工事請負契約事項のうち、事業の精算見込みから契約の金額について変更が生じました。事業の精算見込みの主な内訳につきましては、推進延長の減及び次年度施工予定マンホールの到達立坑ケーシングについて、埋め戻しを実施しないことにしたことによるものでございます。

契約事項につきましては、契約の金額を61万9,500円減額し、1億1,182万5,000円から1億1,120万5,500円に変更したいものでございます。工事の目的、契約の方法、契約の相手方につきましては、変更ありません。

以上でございます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第81号 工事請負契約締結事項の変更について採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第82号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算

○中川健治議長 日程第15、議案第82号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第82号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,837万5,000円を追加し、予算の総額を89億8,061万6,000円といたしたい次第であります。

歳入の主なものは、国庫補助金1億1,566万9,000円、財政調整基金繰入金2億4,000万円、町債1億400万円の増額であります。

歳出の主なものは、学校建設費の中野小学校耐震補強大規模改造事業3億5,595万円であります。

なお、詳細につきましては、総務課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 一般会計につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算、11ページからをお開きいただきたいと思います。13款国庫支出金、国庫負担金の民生費補助金におきまして、被用者児童手当負担金436万円の増額、特例給付負担金としまして545万円の減額、その下の障害福祉費に係ります障害者の施設訓練支援費負担金366万6,000円の減額、知的障害者の施設訓練等における支援費の負担金513万2,000円の減額です。また、法令等の改正に伴いまして、介護給付負担金が1,003万8,000円の増額となるものであります。下の国庫補助金の中におきます障害福祉費補助金、下から2行目でございますが、108万1,000円、これにつきましては地域生活支援事業補助金として歳入を見込むものでございます。

次のページをお願いいたします。老人福祉費における補助金としまして、地域介護福祉空間整備等交付金としまして2,000万円を交付される予定でございます。また、その下の教育費の国庫補助金でございますが、安全・安心な学校づくり交付金としまして9,447万2,000円を見込むものでございます。

14款の県支出金、すぐ下になりますが、障害者福祉法等の改正に伴いまして変更をするものでございますが、身体障害者施設訓練等の支援費負担金としまして183万3,000円の減額、知的障害者施設訓練等の支援費負担金としまして256万6,000円の減額、介護給付事業県費負担金としまして501万9,000円を増と見込むものでございます。

次のページ、15ページをお開きいただきたいと思います。県支出金の県補助金、農林水産業費県補助金でございますが、蚕糸園芸振興事業費としまして218万5,000円の増額、小規模土地改良事業補助金として140万円等を見込むものでございます。また、すぐ下の14款の県支出金の県委託金でございますが、公園費委託金としまして9,700万円の減額をするものでございます。

次のページ、17ページをお開きいただきたいと思います。17款繰入金、財政調整基金繰り入れとしまして2億4,000万円を見込むものでございます。また、一番下の20款町債におきまして、学校教育施設等整備事業債としまして1億400万円を計上するものでございます。

以上が歳入についての内容でございます。

次に、歳出について申し上げます。21ページをお開きいただきたいと思います。3款民生費、一番下の方になりますが、社会福祉協議会補助事業ということで100万円を計上でございますが、給食の配食車としての車を購入するということでの計上でございます。

次のページをお願いいたします。23ページ、上から二つ目の丸のところでございますが、在宅老人福祉推進事業の中で介護用車両の購入費等補助金を扶助費ということで計上してあったのですが、補助金に組み替えるものでございます。その二つ下の介護保険特別会計繰出金でございますが、これの大部分が職員給与等の繰出金としまして612万3,000円を計上するものでございます。一つ置いて下の丸でございますが、高齢者の施設整備事業ということで、地域介護福祉空間整備等補助金としまして2,000万円を計上するものであります。

また、25ページをお開きいただきたいと思います。下の方から施設訓練等支援費事業ということで1,845万5,000円の減額を見込むものでございますが、これにつきましては知的障害者の訓練施設等の支援費扶助1,026万3,000円、並びに一つ置いて身体障害者施設訓練等の支援費扶助ということで733万円を減額するものですが、これについては、すぐ下の丸で介護給付事業ということで2,007万7,000円を増額するということでの組み替え内容となっております。

次のページをお開きいただきたいと思います。三つ目の丸でございますが、地域生活支援事業としまして、委託料を216万4,000円計上する内容でございます。

また、29ページをお開きいただきたいと思います。児童福祉費におきます被用者児童手当と特例

給付の組み替えをするものでございます。

31ページをお願いいたします。4款衛生費、中段より下ですが、老人保健事業としまして健康診査事業199万4,000円の減額、がん検診事業として172万5,000円を増額する内容となっております。

次の33ページをお開きいただきたいと思います。清掃費におきます、中段から下の枠ですが、一般廃棄物処理事業としまして、大泉町し尿処理施設事務委託事業でございますが、794万1,000円を減額するものでございます。また、そのすぐ下でございますが、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・収集補助委託料としまして1,168万8,000円を減額するものであります。その下の地域し尿処理施設等の維持管理事業ということで、内容としますと新中野の水処理施設の修繕ということで、エアリフトポンプというものを修理する必要がある出てきたということで210万円、また明野浄化センターの維持管理事業ということで、修繕ですが、散気装置ということで、これを修理すると。311万円を計上するものでございます。

35ページをお開きいただきたいと思います。農林水産業費におきます、上から3行目ですが、大規模生産体制整備事業補助金としまして122万4,000円を見込むものでございます。また、その下の水田担い手育成対策事業費補助金としまして437万1,000円を計上するものであります。また、その下の農地利用集積促進事業ということで、農地の流動化促進助成金293万7,000円並びに農地利用集積促進事業奨励金として150万2,000円を計上するものであります。その下の小規模土地改良事業工事ということで650万円を計上するものであります。

次の37ページをお願いいたします。8款土木費におきます道路維持事業としまして、小規模補修工事として300万円を計上するものであります。また、その下の道路新設改良事業におきましては、路線測量設計及び補償調査委託料100万円、町道整備工事として700万円、道路用地の購入費として800万円、物件移転補償費として2,300万円を計上する内容となっております。その下の用悪水路の改修事業でございますが、物件移転補償費としまして155万円を計上するものであります。

次の39ページをお願いいたします。土木費の公共下水道費繰出金でございますが、下水道事業特別会計繰出金としまして1,262万3,000円を計上するものであります。また、公園費としましては、公園整備事業費の中の県施行多々良沼公園整備事業で9,470万3,000円を減額する内容でございます。内訳につきましては、公園の用地購入費9,252万6,000円、物件移転補償費122万5,000円というものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。一番下の方の枠でございますが、小学校施設整備事業ということで、中野小学校耐震補強・大規模改造事業という事業で3億5,595万円を計上するものでございますが、内訳につきましては工事監理委託料が399万円、耐震補強・大規模改造工事費が3億5,196万円ということで計上する内容となっております。

45ページをお開きください。8目の勤労青少年ホーム費、修繕料で140万7,000円を見込むものでございますが、これにつきましては給湯設備のふぐあいが生じたので、それらの改修、修繕と

いう内容でございます。

以上で、雑駁ですけれども、説明とさせていただきます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

青木議員。

○16番 青木 久議員 31ページ、衛生費、保健衛生費の5目環境衛生費のところに狂犬病予防関連事業1万円あります。これについては、狂犬病というのはもう日本から心配がない、そういうふう
に認識しておりましたけれども、つい先ごろ海外から帰ってきた人が2人犬にかまれたということで亡くなっております。非常に改めて狂犬病の恐ろしさ、認識しているところなのですけれども、この町で飼養頭数というか、犬がどのくらい飼われていて、それでしかも予防注射の接種率がどのくらいになっているか、お伺いしたいと思います。この狂犬病の発生したときに、多くの犬の接種率が高ければ、急に大流行はしないとも言われているというように報じられておりましたけれども、そういうことと相まって、私たちが安全に暮らしていける、最近は多くの皆さんが犬を連れて、また野放しで連れて歩く人たちもいます。そういう中で、きちんとした指導と、そういう安全面の対応が求められると思いますので、そのことについてお伺いいたします。

○中川健治議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 ただいまのご質問ですが、手元に資料がございませんので、後ほど調べて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 青木議員。

○16番 青木 久議員 そのこととあわせて、今最近ペットが、いろんなペットが外国から持ち込まれたりしております。非常にある面においては、危険この上ない状況になっていると思っておりますので、そういうこともどういう状況になっているかもあわせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質問ありませんか。

金子議員。

○6番 金子正一議員 40、41ページで、教育費の小学校費で、3目で学校建設費が3億5,595万円ほどの補正ということになっておりますが、学校等の施設整備については、よりよい教育環境の中で児童生徒が教育を受ける、授業を受けるということは当然のことですし、またそうあるべきだと思っているわけですが、教育委員会の方では、特に耐震補強ということについて、耐震診断を町内にあります教育施設を実施するということで予算等も計上したわけですが、お聞きいたしたいのは、この中野小学校について、いわゆる耐震補強・大規模改造ということで実施するわけですが、その耐震診断をやった結果、その耐震率といいますか、地震に対する補強程度の診断結果も出ていると思うのですが、もしわかればそれらをお知らせいただければというふうに思っています。言うまでもなく、安心した施設で子供たち児童生徒が授業を受ける、また受けられるという教育環境の整備

というのは最も重要なことでありますので、それらを積極的に進めていただいて、耐震率の低い部分については積極的に取り組みをお願いしたいという立場からお伺いするわけですが、よろしくお願いいたします。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

本町の小中学校の耐震補強並びに大規模改造工事等につきましては、計画的に進めておりますが、今回の中野小学校の耐震診断の結果、判定ではCクラスということであります。Cといいますのは、補強を要する施設ということでの判定をいただいております。この中で、今回ここに計上してありますのは、中野小学校全体ではございません。この中の体育館の北側、北棟の北校舎の東棟、それから一番低学年棟の南側の西棟の2棟をこの中では想定をさせております。この後も引き続き予算全体の中で検討しながら、この耐震補強等については今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

千金楽議員。

○17番 千金楽幸作議員 34ページ、この中の農業振興費についてあるのですが、農業振興対策事業費というのですか、大規模生産整備事業補助金、その下の水田担い手育成対策事業費補助金ですか、これのもっと中身を、どういう方にやるのか。そして、大体金額が余り小さいので、このくらいでは配分のしょうがないのかなというふうな感じもするのですが、多分これは県補助金がついてるので、これに見習って町も負担金をつけていったということなのだと思うのですが、内容についてもっと詳細にお話ししていただきたいと思います。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えをいたします。

農業振興対策事業のうち、大規模生産体制整備事業補助金、これにつきましては昨年のちょうど今の時期に、県がちょうど同じ名称の補助金を設立したところでございます。県の補助金は事業費の40%、1,000万を限度として40%ということですが、本町といたしましても、集落営農組織、それと5年後には法人化をするということからすると、農事組合法人も含めて20ヘクタール以上、集落営農組織自体が20ヘクタール以上が条件であります。農事組合法人も20ヘクタール以上であれば該当させましょうということで、県のこの補助金に該当しないと町の方も該当させないということに考えておりますが、それにつきましては9月の補正のときに、当初県の補助金であります水田農業対策事業補助金、これは営農集団と認定農業者が該当するものですが、その後北部地区で集落営農組織が設立したものですから、この今申し上げました水田農業対策事業補助金は30%の補助率から、県の大規模生産体制整備事業補助金は40%の補助率なものですから、そちらに切りか

えることができるということになりました。そこで、その手続を9月に行ったところでございます。

そして、今回の補正では、町の、言うなれば上乗せ部分という解釈になりますが、やはり事業費1,000万を限度として15%を町で上乗せをして、そしてこの集落営農組織あるいは20ヘクタール以上の農事組合法人の方々が大変な思いでこれからやっていくわけですので、その支援をしたいということでございます。事業費は800万程度というふうに想定をしていますから、その15%ということで120万程度を計上するものでございます。

さらに、水田農業総合推進事業でございます。いわゆる転作関係でございまして、産地づくり交付金、これは国からの交付金でありまして、町の水田農業推進協議会の方の会計に入っておりますが、それとはまた別に県と町が2分の1ずつ出し合いまして、転作関係者に助成をしたいということでございます。これは、水田担い手育成対策事業費補助金ということでもありますから、大規模農家、本町では認定農業者と2.02ヘクタール以上の農業者を指名して大規模農家というふうに表現をしておりますが、その方々が利用権を設定した農地のうち、その農業者の生産調整率に応じた面積が補助対象になりますよということで、この34ページの方を見てもらいますとおわかりのように、県が218万5,000円補助金を交付してくれるということになったものですから、本町も同額補助をしたいというふうに考えているところでございます。この部分は当初予算でも盛りました。そのときは45ヘクタールだったわけですが、今回この430万程度ということは当初予算よりも若干面積が多くて54ヘクタールという、そういう計算で行ってきております。少額かもしれませんが、町としてできる範囲で補助をしていきたいというふうに考えまして、ご提案を申し上げているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前11時05分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時20分 再開〕

○中川健治議長 並木生活環境課長。

○並木邦夫生活環境課長 先ほどの青木議員のご質問についてご報告申し上げます。

17年度末現在の登録数は2,500頭でございます。予防接種した犬が1,888頭でございまして、接種率は76%でございます。残りの約24%につきましては、犬が病気だとか死亡したとか、そういうのでこちらの方に報告のない犬等もございますので、実際の接種率はもうちょっと上がるかと思えます。また、海外からのペットの数でございますけれども、これについては現在把握してございません。

以上でございます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

松島議員。

○2番 松島茂喜議員 歳出の10款教育費の部分なのですが、中学校の運営事業、邑楽中学校、それから南中学校、それから町民体育館の運営管理事業の中で、医療用備品購入費ということで一律30万円ずつ計上されておりますけれども、これは具体的にこういった医療備品、医療用の備品が購入されるのかということについてお伺いをしたいと思います。あわせて、小学校の部分については計上がありませんけれども、その部分についてはどうなっているのかということについても同時にお願いをしたいというふうに思います。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 それでは、中学校の医療用備品購入費でございますが、これにつきましては、近ごろ公衆、多くの人たちが集まります施設におきまして、突然の心臓の発作等で亡くなる方がいるというような事例がたくさんあると。そうした中で、AEDといいまして、正式には自動体外式除細動器ということらしいですが、それらを各中学校に設置をしまして、万が一の事態に備えようということで両中学校には設置をいたしました。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 小学校の部分についてはどういうふうになっているのでしょうか。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 小学校には入っていないかと思いますが。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 中学校と、それから町民体育館については、そのAEDというものが導入されるということですが、あわせて小学校の部分については、まだ導入は予定がないというようなお話ですけれども、中学校、それから体育館についてはそういうものが導入されているけれども、小学校にはそういったものが必要はないということではないと思うのです。ですから、一律にやはり小学校についてもそういった導入を検討されていったらどうかと思うのですが、その年齢も中学生、それから町民体育館を利用する方々よりも、小学生の方がやはり年齢的にも低いわけですので、当然そういったAEDを使わなくてはならないような状況が起こり得る可能性というのは私は逆に高いのではないかとこのように思いますが、そのところは、そういう関係については私も素人ですので何とも言えないですけれども、その小学校の部分について、やはり導入ということも視野に入れていったらどうかと思うのですが、その辺についてお伺いいたします。

○中川健治議長 遠藤学校教育課長。

○遠藤幸夫学校教育課長 大変失礼しました。中学校の方につきましては、ただいま申したとおりで

すが、小学校につきまして、なぜ今回入っていないかということですが、これまでの事例等を見ますと、やはり大人が多いわけですが、子供たちについても議員が心配されるとおり、今後検討させていただきますと思います。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 その教育に関しては了解をしたということで終わりますけれども、別件でも一つお尋ねしたいのですが、最後の48ページになろうかと思います。ここに地方債の現在高、それから前々年度、それから前年度、それから当該年度における地方債の現在高について記載がありますけれども、この表を見ますと、ほぼ一番普通債のところの中で民生、衛生、それから労働、この部分については減額となっています。しかし、農林水産の部分については多少は増額になっておりますが、ほかの土木、教育についても地方債は前年度に比べて減っているという状況であります。合計で約1,600万、そのぐらいの金額になろうかと思います。ふえております。ほかのところは償還がスムーズに進んで前年度より減っているという状況ですが、その他の部分については大幅にこれがふえている。その他というところが、ここには詳細は記載がないのでどういった部分がふえているかということがわかりませんので、その部分について説明をお願いしたいと思います。

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 ただいまのご質問ですが、内容について細かい部分、現在持ち合わせておりませんので、確認し次第ご報告いたしたいと思います。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 この表を見る限りですと、その償還の見込額の合計が5億2,800万、それに対して起債の見込額が5億4,400万、償還する金額より、また起債を起こす金額の方がこれはふえているという状況です。こういった状況がずっと続いていきますと、当然のことながら債務超過という危機的な状況に陥るわけでありまして、このその他の部分については、多分恐らく多岐に、それは分野はわたっていると思いますが、十分その内容を精査した中で、やはりできる限り起債を起こさない、自主財源の中でやりくりもできる行政運営をしっかりとさせていただきたいというふうに思います。そこのところを強く要望いたしまして、終わります。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 35ページの商工費の件でお伺いします。

観光事業で9万を出しているのですが、恐らくこれは消耗品費なので、シンボルタワー等の電気光熱に想定されるかなと思うのですが、過日私が一般質問の中で白鳥の観光の案内云々ということを発言したと思いますけれども、ことしももう白鳥が飛来されてきていると。そういう中で、ガバ沼のところには白鳥のそういうのがあるらしいのですが、私が尋ねて一般質問で

ただしたのは、観光バスが、要するに白鳥の飛来を見学に来るので、そういう方々、東京あるいは県内、埼玉から来る、そういう道路標示が、ガバ沼のこんな小さいのではダメなので、白鳥だとか、そういうのをやったらどうかということなのですからけれども、いまだに道路標示等々がやられていないと。もう12月、師走と1月、2月、いつそれをやるのか。対応が遅過ぎるのですよね。もう1年も前から私そのことを指摘して、いまだにできていなくて、できているのはガバ沼のところに白鳥の絵があるだけ。あれでは観光のあれにならないでしょう。そういうのを予算計上なければ、課長の判断の中で、やっぱりいろいろな、後の予算がつくということだって、できる範囲内のことなので、もう少し仕事を早く、敏速に、またこれから道路の案内をつくる意思があるのかなのか、その辺も含めてお尋ねします。

それから、23ページ、老人福祉費の介護保険の特別拠出金が金額が少ないですけれども、約700万近くの金が拠出されていますが、その内容を見ますと、ほとんど職員の給料等と。介護保険については見直しされて、値上げされたのですよね。何で一般財源の中から六百何万という金の、職員の費用をここで拠出しなくては足らないのかと。値上げしたばかりでしょう。

それに、介護保険のところでまた質問しますけれども、介護サービスの諸経費で在宅、施設それぞれ大幅に予算の組み替えがされているようですけれども、何で人件費を一般財源のところから、介護保険値上げしたばかりで600万を介護保険の中からやらなくてはならない、そういう経営なのか、特別会計なのか、納得できる説明を求めます。

○中川健治議長 宮沢産業振興課長。

○宮沢孝男産業振興課長兼農業委員会事務局長 観光事業の消耗品費ですが、12月補正のこの9万円というのは、先ほど商工会が作成をいたしましたネクタイの購入分でございます。1本3,000円ということで30本分町として購入し、そしてPRできる場合には、そのネクタイ等を贈呈したいということで、ここに計上しているものでございます。

それから、白鳥関係でございますが、前回もご指摘はございました。11月の補正予算の中で暫定的にプレハブ小屋を設置をいたしまして、今まで何もなかったものですから、白鳥を見に来る観光客の皆さんに町でPRできるもの、あるいは温かい飲み物等を準備できるようにしたいということで、白鳥を守る会の皆さんともども今準備を進めているところでございます。

さらに、この看板のことでございますが、土木事務所、いわゆる道路関係ですと土木事務所と協議をしなければならないということで、354から、それと122からということで、土木事務所が管理しているもの等に設置できるかどうかということで、今まで協議をしてまいりましたが、なかなかその設置は難しいということで、今現在設置したものにとどまっているところでございます。

以上でございます。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 一般会計からの職員給与等の繰出金ということで612万3,000円についてお

答えを申し上げます。

介護保険の関係につきましては、4月1日から地域包括支援センターがスタートしております。それに伴いまして、人件費1名増ということで計上させていただいたものでございます。包括支援センターにつきましては、現在3職種の中に行っております。それに伴いまして、いろんな事務とかということで、一般職の事務ということで1人の増ということでなっております。よろしくお願いします。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 宮沢課長の方から答弁いただきましたが、354、122ではなくて、そのこの入口のガバ沼という、こういう小さいから。それで、カーナビの方にはガバ沼はないのですね。緑化センターというのはありますけれども。出るのです。だから何とか運転手も来れるし。そういう中であそこが全然わからないわけですよ。だからそこに、町の敷地用地の中ですから、内部で全部解決できるのですね。354とか122なんていうことではなくて。ですから、既にもう来ているわけですから、どんどんやっぱりそういう邑楽町の白鳥をPRするには絶好の機会とチャンスではないですか。そういうのをやるということと、それからもう一件、群馬県で白鳥の飛来するところはこちらしかないでしょう。多々良とここしか、県内で。白鳥が飛来するところはここしかないでしょうと言っているのですよ、群馬県内は。埼玉はありますけれども。だから、何でもいいですけども、そういうことで県の補助金の、持ち出してくる、卓上ではだめなのですよ。前橋まで行って、それで邑楽町はこういうふうな形の事業を観光として扱っているのだと。何とか補助事業がないかどうかというのを模索すれば、10万や20万、金額は少ないですけども、看板の一つや二つの設置できるような補助金を引っ張り出してこないでどうするのですか。黙ってて何でも町のみんなの税金でやるばかりが能ではないのですよ。そのためには、電話で、県庁ですかではなくてお百度して、やっぱり群馬県の中でもそういう白鳥が来る我が町を、やっぱり1万でも2万でも補助金を出して、税を浮かせながらそういう事業を推進していくって、そういう立場に課長、なってほしいのだよ。まだできていません、122の、354の土木事務所の云々、その以前に、もう町内の町の敷地ですからできるわけでしょう。もうすぐに年内にやっていただきたいのですけれども。町長に答弁求めます。

それから、先ほどの介護保険の地域包括センターの職員というのですけれども、地域包括センターは介護保険の方から出る金の支出のものもほとんどあると思うのです。一般財源から持っていくということがだめだと言っているのです、私は。介護保険にあれだけの、何千万の金を施設と在宅でやりくり、やりくりしてゼロにしてですよ、何で包括支援センターの人件費を介護保険から出さないで一般財源から値上げしたばかりで出すのだと、そこを聞いているのよ。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 介護保険につきましては、保険料に絡めるものにつきましては、これは給

付に絡むものでございます。それについては、町は12.5%という負担割合です。それ以外の事務費、人件費につきましては、すべて一般会計からの持ち出しという形になります。そうしますと、事務費でいきますと介護保険係という考え方しますと、その中に包括支援センターが設置されているということですから、当然一般会計からの繰り入れということになります。よろしくお願いします。

○中川健治議長 久保田町長。

○久保田文芳町長 いろいろな補助金等を探して、県から少しもらってくるのだということですが、常日ごろ東部県民局等も出入りした中で、いろいろな補助事業等いろいろ勉強させていただいているわけですが、課長会等の中でもそういったものは最大限利用するようにということで指示しているわけですが、この白鳥についても今後そういった当てはまるものを探して、町のPRに今後も力を入れていきたいと思っております。

また、入り口のところにも看板をつけさせたわけですが、もう少し大きいものも検討していきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

石井議員。

○20番 石井悦雄議員 余計なことかもしれませんが、先ほど松島議員の方から総務課長への質問がございました。48ページの中のその他でございます。我々議員として知らずにこの問題を認めるということになると、何か情けないような、議員としての責任も薄くなったのではないのかな、そんな感じもしますので、大変厄介でしょうけれども、一応議会中、これ承認受ける前に説明をされた後に、議長の方からお諮りしていただければありがたいかと、そんなふうに思っております。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 暫時休憩します。

〔午前11時41分 休憩〕

○中川健治議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時50分 再開〕

○中川健治議長 小林総務課長。

○小林徳義総務課長 先ほど松島議員からのご質問でございますが、これについてお答えいたします。

その他ということでふえた内容でございますけれども、町債としましては、その中身について減税補てん債並びに臨時財政対策債という起債でございます。これは、減税補てん債につきましては、国の恒久減税という形で実施されてきました景気対策の一環としての減税部分に対する減収がある

わけですが、これに対して町で起債を起こしてよろしいということで起こすものであります。また、臨時財政対策債につきましては、交付税そのものが、国から言わせると、国の責任においてすべて賄われてきたということでは、地方が財政の大変さ、厳しさを身をもって理解しないということで、半分については国が一般会計からの繰り入れをします。残りの半分については各自治体の責任において臨時財政対策債という名目で借り入れを起こし、賄っているというものであります。これにつきましては、交付税の需要額に含まれ、交付税として地方へ交付されるもとの内容となっているというのが現実であります。

以上です。

○中川健治議長 松島議員。

○2番 松島茂喜議員 総務課長のご説明、大変よくわかりました。いずれにいたしましても、この起債という部分については、非常に交付税減らされている中でやむを得ない部分もあろうかと思いますが、その部分の対価として、町民のサービスがより一層やはりよくなればいいことでありますので、ぜひともそういった形になるように行政運営をされることを期待をいたします。

以上です。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第82号 平成18年度邑楽町一般会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第83号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第16、議案第83号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第83号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,145万4,000円を追加し、予算の総額を25億7,922万7,000円といたしたい次第であります。

歳入については、療養給付費交付金の増額と国庫支出金及び繰入金の減額であります。歳出については、保険給付費、保健事業費及び諸支出金の増額と総務費の減額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第83号 平成18年度邑楽町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第84号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第17、議案第84号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第84号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万9,000円を追加し、予算の総額を18億4,573万2,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の増額であります。歳出については、総務費及び諸支出金の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第84号 平成18年度邑楽町老人保健特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第85号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第18、議案第85号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第85号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ689万6,000円を追加し、予算の総額を11億2,963万5,000円といたしたい次第であります。

歳入については、繰入金の増額であります。歳出については、総務費、財政安定化基金拠出金及び地域支援事業費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

大野議員。

○21番 大野 栄議員 9ページ、10ページ、給付費の件でお尋ねします。

施設介護サービスの給付が7,400万円の減額、さらにこれと相当する金額がそれぞれ居宅サービス、地域密着型、それから在宅の介護サービスの給付でそれぞれ7,400万円使われているわけです。

こういう中で、今度介護保険も値上がりされ、またこの春から地域包括支援センターもできて、そ

ういう形の介護保険の、できるだけ少ない1、2の人たちが包括支援センターの中で、介護保険をできるだけ使わない方向ということの新しい施策が模索されているのが現実だと思いますけれども、この中身を見てみますと全然変わっていないのですよね。逆にそういう在宅介護サービスがどんどんふえてきていると。あと地域密着型介護サービスというのがどんどんふえて、施設サービスが減った部分がほかのところでふえているから、何も結果的にはなっていないと思うのです。そういった点では、包括支援センターでできる老人福祉の部分というのが相当この中にクリアされると思うのですけれども、その辺が財政的にクリアされていない。老人福祉でやっているものが介護の1、2の、そういうのを包括支援センターでやりなさいという国の法律改正でしょう。全然その結果が反映されていないし、包括支援センターで老人福祉部分というのはどういうことをやっている。この部分というのは、本来はあれでしょう、介護保険からは使われないで包括支援センターの方でやりなさいという部分ではないの。だから、私の言っていることは、そういう形の介護保険の中から包括支援センターの中に出していろいろクリアしてやるわけでしょう。これは施設だと在宅介護の給付に、この人はこれだけのサービスを受けましたという形で100%申請に出しているだけにすぎないと思うのですよ、何のチェックもないのだし。やっていないし。システムは変わったのにちっとも変わっていないでしょう。逆にふえているのですよ、在宅のこういう居宅サービスが。この部分というのは包括支援センターの老人福祉でやりなさいという、そういうかわりではないのですか。その辺の内容をちょっとお尋ねしたいのですけれども。

それからあと、施設のケアマネジャーのケアプランについては、居宅サービスのケアマネジャーについては、自分のところにサービスを受けるのは、ケアプランはつくっては悪いということがあると思うのですけれども、その辺のチェックなんかはできているのですか。その辺も含めてお尋ねします。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

10ページにつきまして、介護の施設介護サービス給付費が7,400万円の減額ということでございますけれども、これにつきましては法改正によりまして去年の10月からということで居住費なり一部負担金が自己負担ということになっておりますので、ここの分は減っているということでございます。

それから、今大野議員から指摘されました居宅サービス費、それから地域密着の介護サービス費につきましてはふえているということでございますけれども、ここの地域密着につきましては、グループホームが法改正前ということでありますので、ここにつきましては密着型という形でみなし指定になっております。ここにつきましては、邑楽町以外のグループホームということで、ちょっと入所者がふえておりますので、その分の補正で計上を上げたということでございます。

それから、在宅サービスということでございますけれども、できるだけ施設に入らないような形

で、包括支援センターにつきましては介護予防、それからできるだけ介護が進まないようにということで、そういう事業的にも行っております。それは、地域支援事業ということで町が取り組みをしなくてはならない部分がありまして、筋肉トレーニングとか口腔ケアとか栄養改善指導という形も入っておりますので、そういう形を力を入れながら、介護度が進まないようにしていきたいというふうに思っております。これからまだ、ちょっと18年スタートしたばかりなので、まだ数字的には見えないかと思いますが、今後私どもできる次第、できるだけ介護が進まないように鋭意努力をしたいというふうに思います。そこら辺をご理解いただきたいと思います。

以上で終わります。

〔「ケアプランは」と呼ぶ者あり〕

○増尾隆男保険年金課長 ケアプランにつきましては、今の各事業所の中のケアマネがつくり出すケアプランにつきましては、法からいきますと自分の入所のところにつきましてはケアプランを立てては悪いという法はございませんけれども、できましたら、うちとすればその施設以外のケアプランでありましたら、違うケアマネの方に立ててもらえた方が本来かと思うのですが、法の中からいきますと、その部分は完全に規制されていないということもありますので、指導という形でこれからケアマネの方にもちょっと、ケアマネの会議ありますから、そういうことを聞きながらいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○中川健治議長 大野議員。

○21番 大野 栄議員 ケアプランを一つ立てると毎月ありますよね、あなたのサービスは1週間に1回通所で、おふろだとか介護だとか1日それぞれのサービスがありますよね。そのプランをつくるのに、1人について今幾らかかるのですか。1万5,000円だか8,000円だかよくわかりませんが、何名それを持っていいのか、1人のケアマネが。

それから、その辺のチェック機能を、やっぱり介護保険はぐずぐずなのです。チェックをどこでやるのかって、それはないでしょう。一応法律的には問題ないと言っていますけれども、ケアマネがみんないて、ケアプランをやるのに自分のところに誘導するためにやってはいけないのだけれども、望ましくないのだけれども、実際それやられているでしょう。実際にそれやられているでしょう、みんな登録してあるのだし、施設に。ケアマネが。では、ケアマネがケアプランをつくったところはどれだけ入っているのですか。そういうのも実績でやっていないでしょう。請求されればされるだけ100%出しているって、こんなばかな保険ないでしょう。だから、世の常、全国、群馬県でもそうでしょう。この在宅だって居宅だって施設だって、みんな不正だとかいろんなやる、全部ここでしょう。年寄り食べ物にしていると言ったって過言ではないでしょう。新聞の報道が全部そうじゃない。そういうチェック体制やりなさいと言っているの、前から。なぜできないのですか。

○中川健治議長 増尾保険年金課長。

○増尾隆男保険年金課長 お答え申し上げます。

ケアプランにつきましては、法改正、今までが8,000円ということだったのですが、改正されましておおむね8,500円ですか、人数も前は50人というわけですが、35人という形で制約されております。チェック体制につきましては、各県の国保連合会につきましては、その旨を、チェック体制をとっているわけでございます。うちの町としてもケアプランの計画書につきましても、その旨を目を通した形で見ているわけでございます。それと、国保連合会につきましては、ケアプランと同じような形の給付管理費用というのが連合会の方に提出されますから、連合会はその表と各事業所から送られてきます請求書について突合をさせているわけでございます。機械上でやっているもの、それから目で見ているものというのですか、形は突合をしております。そのチェック表というのが町の方に送られてきます。その何ら形の不都合なり点がありましたら、そのチェックの一覧表の中でできますので、そういう部分につきましても町としても各事業所、それから家庭訪問の中で行きましてチェックを行っているということでもあります。

それから、チェックにつきましては、更新時につきましてはのみチェックを行っております。更新時は当然認定調査のときですから、調査時に家庭から提出の領収書を求めまして、そのチェック体制、そこで行っているということでございます。ですから、必ず町で持っている明細書、それから家庭で持っている領収書との突合をしまして、そういう形を行っております。

それから、各家庭の中に通知書ということで、こういう形を各サービスを使ったという通知書を全戸の利用者に配布をしております。内容とか、それから個人負担が幾らなのか、それから回数はどうなっているのかという形を明細にした通知書が送られております。その家庭の中で疑問があった場合については、町の方に問い合わせをしていただくと。その中で、なおかつおかしい場合については、連合会を通しまして返還を求めているという状況でございます。ですから、先ほどの新聞に出ていました不正事件というのがありますので、できるだけチェック体制というのを強化しているような状況でございます。

以上で終わらせていただきます。

○中川健治議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第85号 平成18年度邑楽町介護保険特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第86号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算

○中川健治議長 日程第19、議案第86号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第86号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,326万3,000円を追加し、予算の総額を5億1,672万3,000円といたしたい次第であります。

歳入については、分担金及び負担金、一般会計繰入金及び諸収入の増額であります。歳出については、下水道総務費の給与等職員人件費及び工事請負費の増額であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第86号 平成18年度邑楽町下水道事業特別会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第87号 平成18年度邑楽町水道事業会計補正予算

○中川健治議長 日程第20、議案第87号 平成18年度邑楽町水道事業会計補正予算を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

久保田町長。

○久保田文芳町長 議案第87号 平成18年度邑楽町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出において、収入を389万8,000円増額し、支出を175万5,000円を減額するものであります。収入については、水道使用料及び加入金の増額であり、支出の主なもののは人件費の減額であります。また、資本的収入及び支出において、収入では建設改良積立金等を減額し、支出では人件費を減額し、補てん財源の内訳を変更するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○中川健治議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中川健治議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第87号 平成18年度邑楽町水道事業会計補正予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○中川健治議長 挙手全員。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○中川健治議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

あすは、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変にお疲れさまでした。

〔午後 零時11分 散会〕